

## 地理的表示の申請に向けてのヒアリング（視察）報告書

日 時 令和4年9月1日(木)～2日(金)

視察者 (公・社)京都府茶業会議所 深町、京都府茶協同組合 岡本

○9月1日(木)

(1) J A ふくおか八女 (福岡県八女市本村 420)

対応者：茶業課 江良透係長 内容：以下のとおり。

- ・申請の提案は福岡県。登録1号を目指し、スピード感ある申請。関係者への説明、合意形成から申請書提出まで2か月。平成27年6月申請、12月登録。事務局は県が持てずJ A。
  - ・従来からある「伝統本玉露」と区別する名称となった。
  - ・「八女伝統本玉露」の生産者115名、生産量2.4t、面積135ha。  
(平成27年188名から減少、生産者全体は約1,200名)
  - ・決めた管理工程で出荷し共販で13,000円以上で落札された茶はG Iのシールを貼付して販売可。福岡八女玉露振興会会員8社のうち5社が取扱い。価格への影響は初年度のみ。G Iの認知度が低い。
  - ・八女市が国庫を使い5年間P Rを実施。年間数千万円の予算。
  - ・今後難しい。関係者の温度差を感じる。摘み手不足。
  - ・自主検査はしていない。年末に国へ書類を提出し、検査(資料確認)がある。
  - ・P Rより価格安定やすまき購入補助等の生産振興が先と感じる。
- 備 考：宇治碾茶生産振興会 島事務局長がオンラインで参加。

(2) 株式会社吉泉園 (福岡県八女市黒木町本分 904)

対応者：吉泉成悟主任 内容：以下のとおり。

- ・期待、盛り上がりは初年度のみで、販売量は取得前と変わらない。
- ・G Iの認知度が低くメリット感ない。他の茶商も同様の感覚。
- ・県内の販売が80%。玉露より煎茶が主力。
- ・「八女伝統本玉露」として2商品を販売。

備 考：同社吉泉正幸会長は福岡県茶商工業協同組合理事長。

○9月2日(金)

(1) 八女市農業振興課農産園芸係 (福岡県八女市本町 647)

対応者：谷口博信係長、深野晃弘氏 内容：以下のとおり。

- ・ブランドの目玉を作る。申請書作成は市が中心。

- ・生産の手間に対し、生産者への還元が少ない。
- ・平成 28 年から令和 3 年にかけて国庫を利用した。協議会に 5 つの部があり八女市は事業推進部として P R を担当。
- ・ G I 取得唯一の茶であり、発信材料。
- ・玉露の生産量 10 t のうち「八女伝統本玉露」 2.7t。
- ・茶商のニーズは現状の生産量が適当。これまでは P R、これからは生産振興・生産維持。摘み手不足が深刻で課題。
- ・八女伝統本玉露の生産者に補助金を出している。

(2) 久間正大 氏（生産者）（福岡県八女市上陽町下横町 3831(自宅)）

対応者：同氏及び深野晃弘氏（八女市農業振興課） 内容：以下のとおり。

- ・登録による価格保護の実感はない。初年度はメディアへの露出があった。共販が条件のため、生産者は販売出来ない。（5 割共販で可だが、販売している生産者はいない。）
- ・ G I の価値を上げたい、上げて欲しい。生産者は品評会やコンクールで P R をしている。
- ・藁を編む方の減少、摘み手不足。
- ・提出の様式を記入するのは J A。

備 考：平成 29 年度全国茶品評会玉露の部、農林水産大臣賞受賞。

父親の久間一正氏は、申請時の八女伝統本玉露推進協議会長。

(3) 株式会社星野製茶園（福岡県八女市星野村 8136-1）

対応者：山口泰義取締役会長、山科忠喜常務取締役/営業部長 内容：以下のとおり。

- ・価格設定、摘採内容で議論があった。
- ・福岡県茶商工業協同組合でシールを管理。弊社がシール購入数 1 位。
- ・「八女伝統本玉露」を落札した茶商は年に 1 回資料提出。
- ・福岡市内は玉露を取扱う店が少ない。消費者の G I 認知度が低く、「八女伝統本玉露」を求める客、業者は少ない。
- ・小売価格 3,000 円/100 g 以上の玉露は売りづらく売れない。
- ・「八女伝統本玉露」として 3 商品を販売。
- ・「八女伝統本玉露」以外の玉露（「伝統本玉露」、玉露）の存在意義があやふやになったとの意見もある。
- ・令和 2 年度から福岡県登録商標「福岡の八女茶」ロゴマークの使用を開始。登録された 1,000 円/100 g 以上の 100%八女茶に貼付出来る。

備 考：山口真也取締役社長が体調不良により山科常務が対応。